

第1回債権者集会に関するご案内

破産者株式会社Crowd Lease
破産管財人弁護士 福田大助

既に My Page「破産管財人からのお知らせ」上の Q&A 等にて、ご案内しておりますとおり、令和2年10月5日（月）午後2時00分より、東京地方裁判所民事第20部債権者等集会場1（家簡地裁合同庁舎5階）において、第1回債権者集会の開催が予定されております。

東京都においては、新型コロナウイルス蔓延の影響は深刻であり、多人数の集会等においても、感染拡大防止が強く求められている状況です。

本債権者集会におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、東京地方裁判所において、会場内の座席を相当程度減らすなどして、人数制限が行われる予定です。もし、会場が満席となった場合には、長時間お待たせする、あるいはご入場をお断りせざるを得ない可能性もございます。

ご出席をご検討されている債権者の皆様におかれましては、感染症拡大防止及び債権者の皆様の健康と安全を確保するため、くれぐれもご無理なさらず、債権者集会へのご出席をお控え頂くことも含め、ご検討下さいますようお願い申し上げます。

Q&A（Q8、A8）にも記載しました通り、あくまで債権者集会への出席は任意であり、債権者集会の欠席により、出席した方と比べて不利に扱われることはございません。

また、債権者集会で配布致しました資料は、集会終了後、My Page「破産管財人からのお知らせ」上に掲載する方法にて、皆様にお知らせする予定です。

以上、よろしくお願い申し上げます。